

議会基本条例の周知について

1 各広報媒体における周知

(1) 区議会ホームページ

- ・区議会例規集への掲載：3月16日～
- ・議会基本条例（条文・解説付き）の掲載：3月30日～
- ・議会基本条例周知用リーフレットの掲載：6月～（予定）

(2) 区議会だより

令和4年5月1日号（議会基本条例の制定、パブコメ実施結果等）

2 議会基本条例周知用リーフレットの活用

(1) リーフレット内容

別紙のとおり

(2) 作成方法

広報専門監の監修のもと作成

(3) 発行部数

3,000部

(4) 周知依頼

- ・各図書館、地域区民センター等への設置依頼
- ・全議員にも30部ずつ配付し、周知依頼

(5) 周知時期

6月中に各所に配付予定

(6) その他

広報課の協力により、区公式ツイッターでリーフレット内容を周知予定

区議会の基本ルールを決めました!

～ 杉並区議会基本条例を制定～

杉並区議会は、議会運営や議員活動のルールを定め、議会の責任と役割を区民の皆さんに、分かりやすくお示しするため、杉並区議会基本条例を令和4年3月に制定しました。区議会の役割と基本条例の一部をお知らせします。



主な区議会の役割

区議会では、区民の皆さんが選挙で選んだ48名(定数)の議員が、区民の様々な声をもとに議論し、杉並区の予算や条例など身近な生活にかかわる大事なことを決定しています。

● 税金の使い道を決めること

令和4年度一般会計
2,026 億円



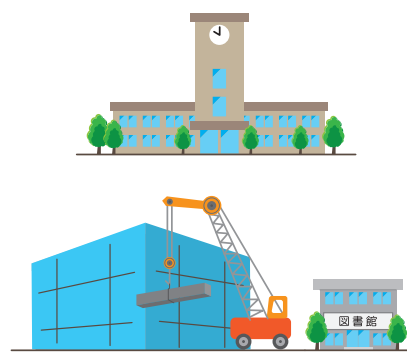
● ルールを作ること

- ・子どもの手当、介護の保険料、税金やまちづくりの条例など



● 公共施設の建築や用地購入

- ・学校や区民施設を建築する工事契約(1億5千万円以上)
- ・必要な用地購入(4千万円以上)



議会が、これら区の大事な決定に責任があることを基本条例で明記しています。

● 条例第13条第1項(議決)

議会は、(地方自治)法第96条第1項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算の認定その他の事件を議決しなければなりません。

区民の皆さんの声を生かす仕組みはウラ面へ

区民の皆さんの声を生かす仕組み

区民の声を様々な方法で区議会は把握し、区長等の仕事を議論を通じてチェックし、車の両輪に例えられるように、それぞれ独立した立場から区民生活の向上に努めています。

議会が、区民の声を大切にすることを基本条例で明記しています。

●条例第8条（区民との関係）

議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとしします。

区民



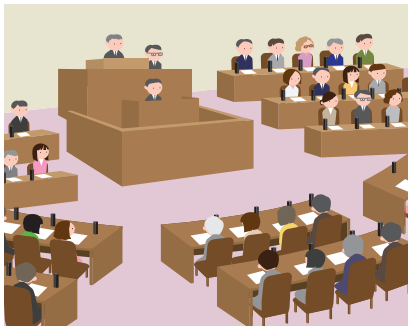
議会が、区長等の仕事をチェックすることを基本条例で明記しています。

●条例第12条（区長等との関係）

議会は、区長、教育委員会その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

区民意見の把握
議会の公開・
情報公開
広報活動など

区議会



区政への要望
議員選挙
請願・陳情
議会の傍聴

条例や予算などの提案
（議案の提出）

議決（議案の賛否・修正）
仕事のチェック、評価

区長選挙

行政サービスの
実施

区長等



区議会からのお知らせ

杉並区議会基本条例の
全文・解説はこちら！

杉並区議会基本条例の全文及び解説を、区議会ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。



議会情報はホームページ、
区議会だよりで！

会議のお知らせや、議決の結果については、区議会ホームページ、区議会だよりに掲載しています。



議会ポスターの写真を
募集しています！

区議会では、年4回の定例会の開催をお知らせするポスター用の人物写真を随時募集しています。

